

宮城野通広告物整備計画

当該地区の広告物整備計画

1 当該地区における広告物等の整備に関する目標及び指針

目 標		<ul style="list-style-type: none"> ・街を歩く楽しさを演出する，魅力ある広告物景観 ・空の広がりを守り，宮城野の歴史，寺町と緑に調和する落ち着いたある広告物景観 ・仙台の玄関口にふさわしい，質の高いデザインによる広告物景観 ・日常の暮らしに配慮した広告物景観 	
指 針	地 区 別	駅前広場地区	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場周辺の街並みは仙台を訪れた人が最初に目にする場所であるため，ペDESTリアンデッキや駅舎からの眺望に配慮し，都市の印象を高めるよう広告物景観の質の向上に努める。 ・駅前広場の豊かな緑と調和するよう，広告物の色彩や表示方法に配慮する。
		大通り地区	<ul style="list-style-type: none"> ・東八番丁通より東側の宮城野通は，現状のすっきりしたスカイラインを維持し，良好な広告物景観を形成する。 ・宮城野通の中でも歴史のある宮城野や寺町につながる場所は，落ちついた景観に配慮する。
		大通り東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の維持に努めるとともに，宮城野原運動公園や榴岡公園の緑と調和し，訪れる人の印象を高めるよう，広告物の色彩や表示方法に配慮する。
	位 置 別	中高層部 (3階以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の中高層部に掲出する広告物は，街をイメージづける眺望景観に配慮し，最小限の面積・数量とし，建物と一体化したデザインとするよう努める。
		低層部 (1・2階)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物低層部では，快適な歩行環境に配慮しながら，街の楽しさを演出する広告物を掲出するよう工夫する。

2 広告物美観維持基準

共通事項	集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図り，最低限必要な種類，面積，数量となるよう配慮する。
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面を利用する広告物は，建物と一体的なデザインとするよう工夫する。 ・建物の低層部では，街の楽しさを演出するため，さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて，店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。
	広告幕 (フラッグ)	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯に掲出するフラッグについては，街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし，地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。
駅前広場地区の基準	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は，できるかぎり色彩や形態をそろえ，互いの調和に配慮する。また，刺激の強い配色は避ける。 ・写真やグラフィック，文字等をバランス良く配置し，すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面やペントハウスと位置をそろえるなど，建物と一体的に見えるように工夫する。
大通り地区の基準	掲出可能な 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるものを除き，掲出してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは自己の営業の内容を示すため，自己の住所，事業所，営業所又は作業場に表示し，又は設置する広告物等（以下「自家用広告物」という。） 2 前記に掲げるもののほか，自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し，又は設置する広告物等（以下「管理用広告物」という。） ただし，まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で，期間を限定して掲出するものはこの限りではない。
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・絵柄に動きのあるネオンサイン，点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 ・寺院に隣接する場所では，歴史的な雰囲気と調和する落ち着いた色彩を用いるよう配慮する。
	営業内容を示す 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業若しくは営業の内容を示す広告は，2階以下の部分に集約化して設置する。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として禁止とする。ただし，独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。
	地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して設置する。 ・地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。
大通り東地区の基準	掲出可能な 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城野通に面する部分においては，自家用広告物又は管理用広告物を除き，掲出してはならない。ただし，まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で，期間を限定して掲出するものはこの限りではない。
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・絵柄に動きのあるネオンサイン，点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 ・色彩はけばけばしいものを避け，ベース色は建物の外壁の基調色に合わせるか，彩度を抑えた色彩とする。

大通り東地区の基準	営業内容を示す広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。
	地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合化して設置する。 ・ 地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。